

## 上野原市空き家・空き店舗バンク制度の利用について

空き家・空き店舗バンク制度は、空き家・空き店舗を貸したい方(所有者)と空き家・空き店舗を利用したい方(利用希望者)とを結びつける制度です。なお、実際の契約関係については、原則として関係法令により資格を有する者(山梨県宅地建物取引業協会)または個人間で実施していただくこととなります。

### 【情報提供】

空き家・空き店舗バンク制度に登録された物件の情報提供を希望される方は、『空き家・空き店舗バンク情報提供申込書』に記入及び押印のうえ、以下まで申請してください。

### 【利用案内】

- ①情報提供の期間は、申請された年度終了後2年間とし、自動失効とさせていただきますので、継続して情報提供を希望される方は、改めて申請していただきます。
- ②情報提供の対象者は、原則として市外に在住されている方又は転入後2年以内の方とさせていただきます。(転売又は転貸を目的とする者、政治性及び宗教性のある事業を行う者、風俗営業等の事業を行う場合は除きます。)
- ③登録物件の情報は、情報提供申込をしていただいた方に郵送又はメールなどによりご案内した後、市ホームページで公開いたします。
- ④物件の紹介は一定期間の公募とし、複数件の応募があった場合には、所有者に相手方を選定していただくこととします。

### 【備考】

- 空き家・空き店舗バンク制度は、移住や地域の活性化に結びつけることが目的ですので、地域に馴染む意思のある方、自治会への加入を前提とさせていただきます。
- 各地区では、区費等の負担、行事の参加、当番制の地区役員などのローカルルールがありますので、あらかじめご承知おき願います。
- 空き家・空き店舗は、不動産事業者が取り扱わない物件が主となりますので、民間の物件情報も併せてご確認いただきたいと思います。

(申込み・問い合わせ先)

〒409-0192

山梨県上野原市上野原 3832 番地

上野原市役所

総務部政策秘書課 政策担当

電話 0554-62-3191